

監査委員公表第1号

財政援助団体等監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別添「監査結果報告書（令和4年度財政援助団体等監査）」のとおり公表します。

令和5年3月2日

三浦市監査委員 長 治 克 行  
三浦市監査委員 出 口 眞 琴

# 監査結果報告書

(令和4年度財政援助団体等監査)

三浦市監査委員

## 1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 2 監査の対象団体等

- (1) 対象団体 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）
- (2) 所管部局 三浦市保健福祉部（福祉課、高齢介護課）

## 3 監査の対象範囲

令和3年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行（三浦市保健福祉部から社会福祉協議会へ支出した次の補助金に係る出納その他の事務の執行並びに三浦市保健福祉部の同補助金に関する事務の執行）

- (1) 三浦市社会福祉協議会補助金（福祉課）
- (2) ボランティアセンター運営補助金（福祉課）
- (3) 地域福祉権利擁護事業補助金（高齢介護課）

## 4 監査の実施期間

令和4年12月9日から令和5年2月1日まで

## 5 監査の実施場所

- (1) 三浦市役所第2分館 監査委員事務局
- (2) 社会福祉協議会 会議室

## 6 監査実施上の着眼点

- (1) 所管部局（保健福祉部 福祉課、高齢介護課）
  - ア 補助金等の交付決定に係る決裁文書を読覧し、補助金等の目的、金額、交付の方法・時期・手続・条件等が適法かつ妥当であるとともに、当該補助金等の公益上の必要性を確かめる。
  - イ 補助金等の交付に係る支出負担行為伺書及び支出命令書等の支出関係書類を交付の決定に係る決裁文書と照合し交付された金額が交付決定額と一致していることを確かめる。
  - ウ 監査対象団体からの報告書等を読覧し、補助金等の効果及び条件の履行の確認が適切に行われていることを確かめる。
  - エ その他、監査対象団体に係る書類を読覧し、団体に対する指導監督が適切に行われていることを確かめる。
- (2) 監査対象団体
  - ア 補助金等の交付申請の控え、交付決定通知、出納関係帳票における受入れの記録等を所管部局の関係書類と照合し、相互に一致していることを確かめる。
  - イ 補助金等に関連する会計帳簿を通査し、補助金等に係る収支の会計処理が適切に行われていることを確かめる。
  - ウ 補助金等関連事業の実績報告書、補助金等の精算報告書等の控えを、所管部局に提出された報告書類と照合するとともに、上記会計帳簿と照合して矛盾がないことを確かめる。
  - エ 上記実績報告書、精算報告書等を検討し、補助金等が事業計画に沿って、補助金等の対

象事業に適切かつ効果的に用いられていることを確かめる。

オ 所管部局に対する報告書関係書類を閲覧し、補助金等の条件に違反する事項その他不適切な処理がないことを確かめる。

## 7 監査の実施内容

- (1) 社会福祉協議会の市から受けた補助金に係る出納その他の事務の執行について、同協議会から提出を受けた資料及び提示を求めた出納関係帳票その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認める監査手続により実施した。
- (2) 保健福祉部の上記補助金に係る事務の執行について、同部から提出を受けた資料及び提示を求めた関係書類等に基づいて、質問その他必要と認める監査手続により実施した。
- (3) 上記の「6 監査実施上の着眼点」を主眼として、三浦市監査基準に準拠して実施した。

## 8 監査の結果

上記1から7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。

ただし、所管部局における補助金交付事務の一部について、軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

( 以 上 )